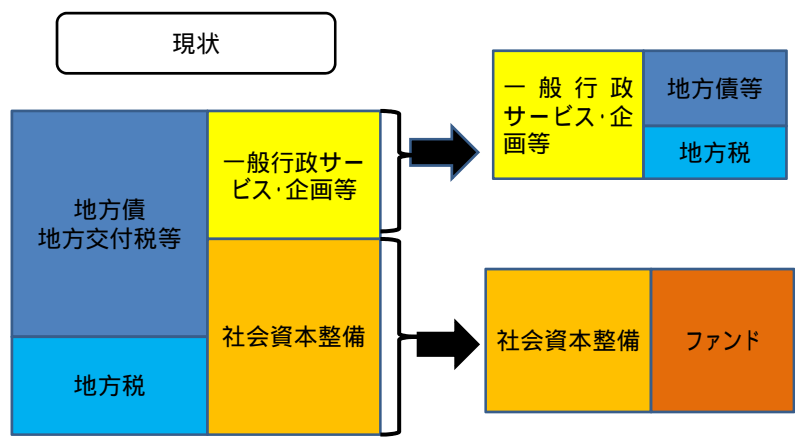


【PPP2007 : No.12】

PPP と社会資本整備ファンド(インフラファンド)

歳入・歳出一体改革、資産・債務改革など国・地方を通じた財政システム自体の改革議論が進む中で、社会資本整備に対する新たな PPP、民間化の手法としてインフラファンドの議論が注目されている。

地方財政とインフラファンドの関係



インフラファンドとは、従来、地方債による借金、国からの補助金等を中心に展開されてきた地方の社会資本整備を通常の地方財政から切り離し、ファンドによって資金調達して展開することで効率的かつ有効性の高い社会資本整備を実現すると同時に、小さく強い政府を実現することを目的としている。

インフラファンドは、年金資金等長期性資金を調達し、社会資本整備や財政再生に活用する手法であり、1990年代に豪州でスタートし欧州、アジア等に広がりを見せている。具体的なビジネスの原型は、投資法人にある。より具体的には会社型不動産投資信託である。会社型不動産投資信託は、株式を市場で発行し集めた資金を元本に賃貸不動産を所有する特別目的会社(SPC)の一種として位置付けられる。

こうした会社型不動産投資信託の資金で地方自治体の社会資本を整備・運用、あるいは既存の社会資本を取得し再整備・運用してその利益を投資家に配分するのがインフラファンドである。投資法人は、税制度上、投資のほとんどを実質的に投資家に配分する等の一定要件を満たしていれば法人税が実質的に課税されないなどの利点もある。

このインフラファンドは、投資家からの投資資金をアセットに投資し、その業績によって投資家にリターンを提供する点では通常のファンドと異なる点はないものの、投資期間が永続的で中長期の安定的配当を求め、投資対象の売却等は必要要件ではないこと、SPC という法人形態を形成することから、単なる資金調達だけでなく運営・管理などプロジェクト価値を積極的に高める工夫を行う点などに社会資本整備に適した特性が存在する。

加えて、第三セクター事業等への適用も有効と考えられる。インフラファンドを導入することで積極的なプロジェクト価値の向上を図ることに加え、累積債務の返済やリスク負担の軽減を図ることで地方

自治体自体が実質的に抱えるコストやリスクを軽減することに取り組むことが可能となる。

もちろん、現行制度の中で補助金要綱や法制度、あるいは官僚機構の行動様式などの面でインフラファンドに対する制約要因も少なくない。しかし、水道事業等を中心に先行事例が少しずつ蓄積される中で、地方分権、民間化などに向けた制度改革を進めインフラファンドの活用が可能な環境を早急に整えていくことが必要となる。